解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
長崎県佐世保市大黒町二八一番地三
株式会社花舞
代表清算人　岩下リヨ子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十月二十一日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
岐阜県大垣市番組町二丁目一八番地の三
本明寺
清算人　沼　幸佑

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年八月八日開催の社員総会の決議並びに静岡市保健所長の認可により平成二十八年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
静岡市清水区浜田町六番四三号
医療法人社団養浩会
清算人　山田　昌興

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年七月三十一日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十八年十月二十五日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
三重県名張市桔梗が丘四番町三街区一四番地
医療法人良歯会
清算人　今村　司

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年十月二十七日上尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
埼玉県上尾市上平中央三丁目四二番地
清算法人上尾市上平第三特定土地区画整理組合
代表清算人　小川　浩司

解散公告（第三回）

当寺院は、平成二十八年十月十九日付をもって解散しましたので、当寺院に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
大阪府交野市東倉治二丁目一五番一号
宗教法人宜春院
清算人　東海　元昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区字大町九九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐藤　佳子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地
相続財産管理人　森崎　信介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市金沢区六浦一丁目四〇三二番地、最後の住所茨城県日立市十王町伊師本郷九一三番地二　被相続人　亡　松岡　克亮
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
茨城県日立市弁天町一丁目三番一六号
相続財産管理人　弁護士　片岡　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市川内町五丁目四〇七八番地、最後の住所群馬県桐生市川内町五丁目四〇七七番地　被相続人　亡　齋藤　八郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
群馬県桐生市錦町三丁目一番二五号桐生商工会議所会館三階
相続財産管理人　弁護士　高村　利久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市七左町八丁目二三二番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　須田　匠一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
埼玉県越谷市千間台東一丁目九番地一二
池澤第二ビル五階　せんげん台法律事務所
相続財産管理人　弁護士　太田　恭平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市岸町二丁目三番地一八、最後の住所埼玉県川越市大字古谷本郷一四九二番地五（Ｈ―一棟五一一号室）
被相続人　亡　蔦川　光子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
埼玉県川越市菅原町三―六　新井賢治法律事務所
相続財産管理人　弁護士　新井　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市並木二丁目一〇番地一二、最後の住所埼玉県川口市並木二丁目一〇番四号
被相続人　亡　柿沼　源一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四―二一〇
鈴木ビル四階
相続財産管理人　堀口　泰之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区千束二丁目一五三番地、最後の住所千葉県旭市仁玉二〇九九番地　伊藤病院
被相続人　亡　河野　和男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号
オーク千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹内　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市白山一丁目二四九九番地、最後の住所千葉県我孫子市白山一丁目七番一九号
被相続人　亡　宗形　彰久
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月二十二日
事務所千葉県我孫子市本町二―三―一九
西田ビル二階　あびこ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　辻　慎也

第23期決算公告　平成28年11月22日
秋田県仙北市角館町小勝田小倉前34―1
秋田大賀クロージング株式会社
代表取締役社長　片山　昭夫
貸借対照表の要旨（平成28年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	14,087
	固定資産	2,598
	合計	16,685
負債及び純資産の部	流動負債	318,657
	固定負債	25,331
	（退職給付引当金）	(6,518)
	（役員退職慰労引当金）	(1,400)
	株主資本	△327,303
	資本金	25,000
	利益剰余金	△352,303
	（その他利益剰余金）	(△352,303)
	（うち当期純損失）	(25,427)
	合計	16,685